

JIS

塩化鉄（Ⅲ）六水和物（試薬）

JIS K 8142 : 2024

(JRA/JSA)

令和 6 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千 葉 光 一	関西学院大学
(委員)	阿 部 明 美	一般社団法人日本ゴム工業会
	上 野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上 野 祐 子	中央大学
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	栢 英 則	日本プラスチック工業連盟
	下 鍋 達 也	公益社団法人自動車技術会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	永 田 淳	一般社団法人日本分析機器工業会
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	花 村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	三 浦 安 史	石油連盟
	山 崎 初 美	主婦連合会
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.3.31 改正：令和 6.2.20

官 報 掲 載 日：令和 6.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本試薬協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル TEL 03-3241-2057)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
5 性質	3
5.1 性状	3
5.2 定性方法	3
6 品質	3
7 試験方法	3
7.1 一般事項	3
7.2 純度 ($\text{FeCl}_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$)	4
7.3 希塩酸溶状	4
7.4 酸 (HCl として)	5
7.5 オキシ塩化物	6
7.6 窒素化合物 (N として)	6
7.7 りん酸塩 (PO_4)	9
7.8 硫酸塩 (SO_4)	10
7.9 遊離塩素	11
7.10 ナトリウム (Na), カリウム (K), カルシウム (Ca), 銅 (Cu), マグネシウム (Mg), 亜鉛 (Zn) 及び鉛 (Pb)	11
7.11 カルシウム (Ca), 銅 (Cu), マグネシウム (Mg), 亜鉛 (Zn), 鉛 (Pb) 及びマンガン (Mn)	12
7.12 ひ素 (As)	15
7.13 マンガン (Mn)	16
7.14 鉄 (II) (Fe^{2+})	17
8 容器	18
9 表示	18
解 説	19

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本試験協会（JRA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 8142:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 6 年 8 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS K 8142:2018** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

塩化鉄（III）六水和物（試薬）

Iron(III) chloride hexahydrate (Reagent)

 $\text{FeCl}_3 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$ $FW: 270.30$

1 適用範囲

この規格は、試薬として用いる塩化鉄（III）六水和物について規定する。

注記 別名：塩化第二鉄六水和物（ferric chloride hexahydrate）

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS K 0050:2019 化学分析方法通則
JIS K 0113:2005 電位差・電流・電量・カールフィッシャー滴定方法通則
JIS K 0115:2020 吸光光度分析通則
JIS K 0116:2014 発光分光分析通則
JIS K 0121:2006 原子吸光分析通則
JIS K 0970 ピストン式ピペット
JIS K 8001:2017 試薬試験方法通則
JIS K 8012 亜鉛（試薬）
JIS K 8034 アセトン（試薬）
JIS K 8051 3-メチル-1-ブタノール（試薬）
JIS K 8085 アンモニア水（試薬）
JIS K 8102 エタノール（95）（試薬）
JIS K 8103 ジエチルエーテル（試薬）
JIS K 8107 エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（試薬）
JIS K 8136 塩化すず（II）二水和物（試薬）
JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬）
JIS K 8155 塩化バリウム二水和物（試薬）
JIS K 8160 塩化マンガン（II）四水和物（試薬）
JIS K 8180 塩酸（試薬）
JIS K 8355 酢酸（試薬）